

令和8年7月30日

入札参加者 各位

滋賀県商工労働部産業立地課

業務説明書内容についての質問に対する回答について

令和8年度 第C－6号 産業用地開発環境影響評価業務委託（東近江地区）の業務説明書に対し、令和8年7月27日に質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

質 問 事 項	回 答
同種業務の条件で「環境影響評価法（平成9年法律第81号）または地方公共団体が定める環境影響評価に係る手続きで、滋賀県の場合、配慮書および方法書の作成に該当するもの」とありますが、以下についてご教示ください。 ①「滋賀県の場合」とありますが、同種業務の対象は滋賀県での実績のみでしょうか、他県でも認められますか。 ②「配慮書および方法書の作成」とありますが、「配慮書かつ方法書」でしょうか、「配慮書または方法書」でしょうか。 また、「配慮書かつ方法書」の場合、複数業務でも認められるでしょうか。 ③また同様に、類似業務も「滋賀県の場合」とありますが、滋賀県での実績のみが対象でしょうか。	①他県での実績も評価します。なお、評価対象発注機関は業務説明書P.3に記載されている機関としています。 ②本業務においては、同一事業で、配慮書と方法書を作成した場合に、同種業務として評価します。 ③業務説明書P.3に記載されている評価対象発注機関が対象となります。

以上